

株式会社伊藤軒に対する勧告について

令和5年12月22日
公正取引委員会

公正取引委員会は、株式会社伊藤軒（以下「伊藤軒」という。）に対し調査を行ってきたところ、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）及び同項第4号（返品の禁止）の規定に違反する行為が認められたので、本日、下請法第7条第2項の規定に基づき、同社に対し勧告を行った。

1 違反行為者の概要

法人番号	5130001009997
名称	株式会社伊藤軒
本店所在地	京都市伏見区深草谷口町28番地の1
代表者	代表取締役 中井 俊雄
事業の概要	菓子等の製造販売等
資本金	2000万円

2 違反事実の概要

- 伊藤軒は、個人又は資本金の額が1000万円以下の法人たる事業者に対し、消費者等に販売する菓子等の製造を委託している（これらの事業者を以下「下請事業者」という。）。
 - 伊藤軒は、令和4年6月から令和5年5月までの間、次のアからオまでの額を下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。減額した金額は、総額837万460円である（下請事業者66名）。
 - 「春夏協賛」の額
 - 「秋冬協賛」の額
 - 「支払手数料」の額のうち下請代金を下請事業者の金融機関口座に振り込む際に、伊藤軒が実際に金融機関へ支払う振込手数料を超える額
 - 「特別値引き」の額
 - 「クレーム処理代」の額

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所下請課 電話 06-6941-2176（直通） 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部下請取引調査室 電話 03-3581-3374（直通）
ホームページ	https://www.jftc.go.jp/

- (3)ア 伊藤軒は、下請事業者に対し、下請事業者から商品を受領した後、当該商品に係る品質検査を行っていないにもかかわらず、当該商品に瑕疵があることを理由として、令和4年6月から令和5年5月までの間、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、当該商品を引き取らせていた。返品した商品の下請代金相当額は、総額66万1650円である（下請事業者50名）。
- イ 伊藤軒は、下請事業者に対し、前記アの商品を引き取らせるに当たり、その送料を負担させていた。
- (4) 伊藤軒は、令和5年12月5日、下請事業者に対し前記(2)の行為により減額した額、前記(3)アの行為により返品した商品の下請代金相当額及び前記(3)イの行為により負担させた送料の額を支払っている。

3 勧告の概要

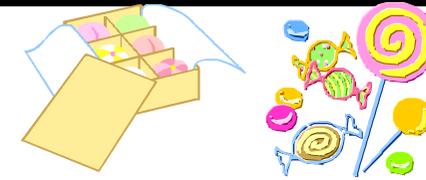
- (1) 伊藤軒は、次の事項を取締役による決定により確認すること。
- ア 前記2(2)の行為が下請法第4条第1項第3号の規定に違反するものであること
- イ 前記2(3)アの行為が下請法第4条第1項第4号の規定に違反するものであること
- ウ 今後、前記各号の規定に違反する行為を行わないこと
- (2) 伊藤軒は、今後、下請法第4条第1項第3号及び第4号の規定に違反する行為を行うことがないように、自社の発注担当者に対する下請法の研修を行うなど社内体制の整備のために必要な措置を講ずること。
- (3) 伊藤軒は、次の事項を自社の役員及び従業員に周知徹底すること。
- ア 前記(1)及び(2)に基づいて採った措置
- イ 前記2(4)の対応を採ったこと
- (4) 伊藤軒は、次の事項を取引先下請事業者に通知すること。
- ア 前記(1)から(3)までに基いて採った措置
- イ 前記2(4)の対応を採ったこと
- (5) 伊藤軒は、前記(1)から(4)までに基いて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告すること。

（株）伊藤軒（親事業者）
（菓子等の製造販売等）

下請事業者（66名）

● 下請取引の内容

消費者等に販売する菓子等の製造委託



● 違反行為の概要 ①減額、②返品は約903万円

- ① 下請事業者66名に対し、下請代金の額から約837万円を減額した（注1）
（内訳）春夏協賛：約330万円（下請事業者数33名）
秋冬協賛：約398万円（下請事業者数29名）
支払手数料（振込手数料の実費を超える額）：約38万円（下請事業者数66名）
特別値引き：約38万円（下請事業者数1名）
クレーム処理代：約34万円（下請事業者数43名）
- ② 商品を受領した後、下請事業者50名に対し、約66万円の商品を返品した（注2）

伊藤軒は、下請事業者に対し、減額及び返品した金額を支払済み（※）

（※）伊藤軒は、下請事業者に対し、返品の際にその送料を負担させていたが、当該返品送料の額も支払済みである。



公正取引委員会からの勧告の内容

- 以下の2点について、取締役による決定により確認すること
 - ・ 上記①の減額行為及び上記②の返品行為が下請法の規定に違反するものであること
 - ・ 今後、下請代金の減額及び返品を行わないこと
- 下請法の遵守体制を整備すること など

（注1）下請代金の減額

下請法は、下請事業者に責任がないのに、発注時に定められた金額から一定額を減じて支払うこと等を全面的に禁止。値引き、協賛金、歩引き等の名目、方法、金額の多少を問わず、また、下請事業者との合意があっても、下請法違反に該当。

（注2）返品

下請法は、下請事業者に責任がないのに、発注した物品等を受領後に返品することを禁止。納品時に品質検査を行っていないのに、物品等を受領した後に不良品が見つかったとして返品することや、直ちに発見できない瑕疵であっても受領後6か月を超えて返品することは、下請法違反に該当。

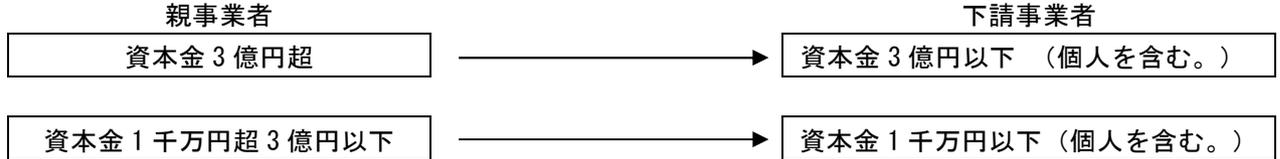
1 下請法の概要

○ 目的（第1条）

下請取引の公正化・下請事業者の利益保護

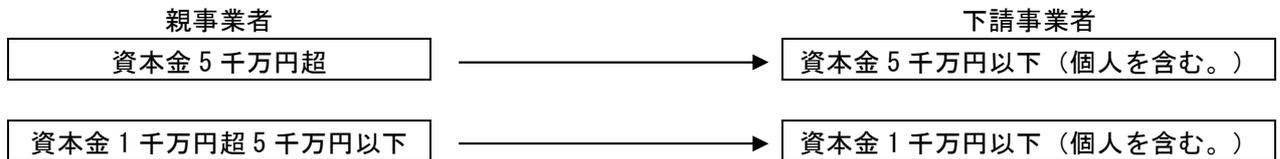
○ 親事業者、下請事業者の定義（第2条第1項～第8項）

a. 物品の製造・修理委託及び政令で定める情報成果物作成・役務提供委託



※ 政令で定める情報成果物作成委託…プログラム
政令で定める役務提供委託…運送、物品の倉庫における保管、情報処理

b. 情報成果物作成・役務提供委託（政令で定めるものを除く。）



○ 親事業者の義務（第2条の2、第3条、第4条の2、第5条）及び禁止事項（第4条第1項、第2項）

a. 義務

- (7) 書面の交付義務（第3条）
- (イ) 書類の作成・保存義務（第5条）
- (ウ) 下請代金の支払期日を定める義務（第2条の2）
- (エ) 遅延利息の支払義務（第4条の2）

b. 禁止事項

- (7) 受領拒否の禁止（第4条第1項第1号）
- (イ) 下請代金の支払遅延の禁止（第4条第1項第2号）
- (ウ) 下請代金の減額の禁止（第4条第1項第3号）
- (エ) 返品禁止（第4条第1項第4号）
- (オ) 買ったたきの禁止（第4条第1項第5号）
- (カ) 購入・利用強制の禁止（第4条第1項第6号）
- (キ) 報復措置の禁止（第4条第1項第7号）
- (ク) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第4条第2項第1号）
- (ケ) 割引困難な手形の交付の禁止（第4条第2項第2号）
- (コ) 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第4条第2項第3号）
- (ク) 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（第4条第2項第4号）

2 参照条文

○ 下請代金支払遅延等防止法（抄）

（昭和三十一年法律第二十号）

（定義）

第二条 この法律で「製造委託」とは、事業者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくはこれらの製造に用いる金型又は業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造を他の事業者へ委託すること及び事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合にその物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又はこれらの製造に用いる金型の製造を他の事業者へ委託することをいう。

2～6 （略）

7 この法律で「親事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 （略）

二 資本金の額又は出資の総額が千万円を超え三億円以下の法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者に対し製造委託等をするもの

三、四 （略）

8 この法律で「下請事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 （略）

二 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者であつて、前項第二号に規定する親事業者から製造委託等を受けるもの

三、四 （略）

9 （略）

10 この法律で「下請代金」とは、親事業者が製造委託等をした場合に下請事業者の給付（役務提供委託をした場合にあつては、役務の提供。以下同じ。）に対し支払うべき代金をいう。

（親事業者の遵守事項）

第四条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあつては、第一号及び第四号を除く。）に掲げる行為をしてはならない。

一、二 （略）

三 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減ずること。

四 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付を受領した後、下請事業者にその給付に係る物を引き取らせること。

五～七 （略）

2 （略）

（勧告）

第七条 （略）

2 公正取引委員会は、親事業者が第四条第一項第三号から第六号までに掲げる行為をしたと認めるときは、その親事業者に対し、速やかにその減じた額を支払い、その下請事業者の給付に係る物を再び引き取り、その下請代金の額を引き上げ、又はその購入させた物を引き取るべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。

3 （略）